

摂津市広告付き窓口番号案内システム設置運用業務公募型プロポーザル実施要領

摂津市役所新館1階（市民課及び国保年金課）の窓口に広告付き窓口番号案内システムを設置し、市民の待ち時間の負担軽減及び窓口業務の効率化を図るとともに、待ち時間を活用した行政情報の発信と、民間企業等の広告掲載収入による財政負担の軽減を図ることを目的とし、広告付き窓口番号案内システムを設置する事業者を公募型プロポーザル方式により募集する。

1. 業務概要**(1) 業務名**

摂津市広告付き窓口番号案内システム設置運用業務

(2) 業務内容

別紙「摂津市広告付き窓口番号案内システム設置運用業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに従う。

(3) 協定期間

協定締結日から令和14年3月31日まで

システムの利用期間は、摂津市（以下「本市」という。）と設置運用業者で協議のうえ決定する。ただし、双方で合意した時は、期間を定めて協定期間を延長することができる。

(4) 設置場所

摂津市役所 新館1階 市民課及び国保年金課

※設置日については、本市と協議のうえ決定する。

(5) 費用負担

設置事業者は、民間企業等から広告掲載主を募集し、広告表示モニターに掲載することで得られる広告収入により、システムの設置及び運用等に係る管理経費を賄うものとする。

2. 実施方式

公募型プロポーザル方式

3. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

- 号) 第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体等でないこと。
- (4) 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。
- (5) 本市において競争入札参加資格を有する場合は、入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (6) 過去5年間で、国または地方公共団体において本件と同様の広告付き窓口番号案内システムを提供した実績があること。

4. 本業務実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

項 目	日 程
実施要領等の公表・配布	令和8年10月23日(金) から
質問書提出期限	令和8年11月2日(月) 午後5時まで
質問に対する回答	令和8年11月6日(金)
参加表明書の提出期限	令和8年11月9日(月) 午後5時まで
参加資格決定通知	令和8年11月13日(金) 発送予定
提案書等の提出期限	令和8年11月24日(火) 午後5時まで
審査(プレゼンテーション)	令和8年12月1日(火) 予定
審査結果の通知・公表	令和8年12月7日(月) 発送予定
システム導入に係る契約・協議・調整	令和8年12月中頃～令和9年3月31日
システム運用開始	令和9年5月中頃(繁忙期後予定)

※事務取扱時間(土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで)

5. 参加手続等

(1) 実施要領等の公表・配布

① 配布開始日：令和8年10月23日(金)

② 配布場所及び配布方法

ア 摂津市生活環境部市民課にて配布

イ 摂津市公式ホームページからダウンロード

【URL：<https://www.city.settsu.osaka.jp/>】

(2) 質問の受付及び回答

① 質問書の様式：質問書(様式1)を用いること。

② 提出方法：電子メールのみ。

※提出後は必ず電話により受信確認を行うこと。

※件名は、「摂津市広告付き窓口番号案内システム設置運用業務質問(事業者名)」

【電子メールアドレス：shimin@city.settsu.osaka.jp】

【電話番号：06-6383-1360(直通)】

③ 提出期限：令和8年11月2日(月) 午後5時まで

④ 回答方法：質問に対する回答は、令和８年１１月６日（金）に摂津市公式ホームページに掲載。

⑤ その他

※質問の内容について、本市から確認の連絡をする場合がある。

※公平性を保てない質問へは回答しない。

※質問に対する回答により、本実施要領の追加又は修正とみなす。

(３) 参加表明書の提出

① 提出書類

ア 参加表明書（様式２）

イ 広告付き窓口番号案内システム導入事業の履行実績（様式３）

※記載した実績を証明できる書類（協定書等の写し等）も併せて提出すること。

ウ 法人の登記事項証明書（発行３か月以内のもの）

エ 納税証明書（発行３か月以内のもの）

※法人税、消費税及び地方消費税に未納税額のない証明書（納税証明書）

オ 会社の概要が分かる書類（パンフレットなど）

② 提出方法：郵送又は持参のこと。

※郵送の場合は、表面に「摂津市広告付き窓口番号案内システム設置運用業務参加表明書在中」と朱書きで記載すること。（提出期限必着）

③ 提出期限：令和８年１１月９日（月）午後５時まで

④ 提出先：「１１．担当部署・問い合わせ先」に記載の場所に提出すること。

(４) 提案書等の提出

本プロポーザルの参加者は次により提案書等を提出すること。

① 提出書類

ア 提案書（様式４）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 実施スケジュール及び実施体制（任意様式）

② 提出部数：９部（正本１部、副本８部）

③ 提出方法：郵送又は持参のこと。（提出期限必着）

④ 提出期限：令和８年１１月２４日（火）午後５時まで

⑤ 提出先：「１１．担当部署・問い合わせ先」に記載の場所に提出すること。

(５) プレゼンテーションの実施

提出された提案書等についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

① 日時：令和８年１２月１日（火）

※詳細な時間等は、別途文書で通知。

② 場所：２０３会議室

（摂津市三島１丁目１番１号 摂津市役所本館２階）

③ 時間構成：５０分（プレゼンテーション３０分以内、質疑応答２０分程度）

④ その他

ア プレゼンテーション審査の順番については、参加表明書の提出順とする。

イ 1 者当たりの参加人数は3名までとする。

ウ 審査の際に使用する備品等については参加者側で用意すること。パワーポイント等を利用する場合は、スクリーン・プロジェクターは本市で準備するため事前に連絡すること。なお、当日参加者が持参した機材等との接続に不具合が生じても本市は責任を負わない。

6. 受託候補者の選定

(1) 選定方法

摂津市広告付き窓口番号案内システム設置運用業務に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、企画提案書等の提出された書類及びヒアリング内容を審査し、本業務に最も適していると認められる提案者を選定する。

(2) 審査項目及び評価基準

本プロポーザルの審査・評価は、別紙資料2「評価基準」に基づき、各審査者が提案者ごとに評価のうえで、すべての項目を点数化する。

(3) 受託候補者の選定

各審査者の評価点数の合計点が最も高いものを受託候補者とする。

① 審査は6名の審査者により、総計600点満点で行う。

【配点の内訳】各選定委員の持ち点（70点）に、事務局評価枠（30点）を加算した1名100点満点とする。これを6名分合算し、600点満点とする。

【最低基準点】全審査者の合算値の60%（360点）を最低基準点とし、これに満たない提案者は選外とする。

② 審査合計点が同点である提案者が2人以上ある場合は、「企画提案の内容」の得点が高い者を上位者とする。なお、当該得点も同点の場合は、くじ引きにより上位者を決定する。

③ 提案者が1者のみの場合で、各審査者の評価点を合算した値が最低基準点を満たすときは、当該提案者を受託候補者とする。

7. 審査結果通知・公表

審査結果は、令和8年12月7日（月）以降にプロポーザル参加者全員に対して書面により通知するとともに、摂津市公式ホームページで公表する。

8. 協定の締結

(1) 契約協議

市は、7. 審査結果通知・公表による審査結果通知後速やかに、受託候補者と契約内容について協議を行い、協議が整ったときは速やかに契約の手続き

を行うものとする。なお、協議が不調となったときは、次点候補者と契約に向けた協議を行うこととする。

(2) 運用業務の仕様及び実施条件

運用業務の仕様については、仕様書に定めるほか、受託候補者が提出した企画提案書の内容を基に協議のうえで定める。

9. 参加資格の取消

次の条件のいずれかに該当する場合は、提案を無効とし、参加資格を取り消す。

- ① 提出書類に不備または虚偽がある場合。
- ② 提出書類が本実施要領に示された提出方法・条件に満たなかった場合。
- ③ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合。
- ④ プレゼンテーション及びヒアリングの実施において、正当な理由なく欠席した場合。
- ⑤ 「8. 協定の締結」で行う協議が整わなかった場合。
- ⑥ その他、選定委員会が不適格と認めた場合。

10. その他

その他留意事項は、次のとおりとする。

- ① 提案書類の提出等に要する経費、その他本プロポーザル参加に要した経費は全て参加者の負担とする。
- ② 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ③ 提出書類は、審査・評価に必要な範囲において、複製することがある。
- ④ 提出期限後の資料の追加・修正については、原則応じない。
- ⑤ 提案は1者につき1件とする。
- ⑥ 緊急でやむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと判断したときは、延期することがある。
- ⑦ 参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式5）を提出すること。辞退をしても不利益な取り扱いはない。
- ⑧ 本プロポーザルに関する行政文書公開請求があった場合は、摂津市情報公開条例（平成5年摂津市条例第5号）の規定に基づき公開されることがある。

11. 担当部署・問い合わせ先

所在地：〒566-8555 大阪府摂津市三島1丁目1番1号

担当部署：摂津市 生活環境部 市民課 管理係

電話番号：06-6383-1360（直通）

E-mail：shimin@city.settsu.osaka.jp